姫路市教育委員会会議録(令和3年6月)

- 日 時 令和3年6月24日(木)午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会(午後2時00分)
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第12号 令和3年度姫路市一般会計補正予算(第3回 教育委員会所管分)に係る臨時 代理の承認について
 - 議案第13号 契約の締結に係る臨時代理の承認について
 - 議案第14号 姫路市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第15号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について
 - 議案第16号 緊急事態措置期間再延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理 の承認について
 - 議案第17号 姫路市立高等学校在り方審議会委員の委嘱について
 - 議案第18号 姫路市学校給食運営審議会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第19号 姫路市立総合教育センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第20号 姫路市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第21号 姫路市立公民館運営審議会委員の委嘱について
 - 議案第22号 姫路市社会教育委員の委嘱について
 - 議案第23号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針の策定について
 - 議案第24号 緊急事態措置区域指定解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代 理の承認について
 - 議案第25号 姫路市教育職員退職手当審査会委員の委嘱について
 - 議案第26号 職員に対する不当要求行為について
 - 議案第27号 不当要求を行った者に対する警告について

日程第4 報告

- 1 「姫路市立美術館を中核とした文化観光推進拠点計画」の認定について
- 2 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
- 日程第5 次回委員会開催日時等
- 日程第6 その他
- 〇 出席者 (委員)西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員
 - (事務局) 峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長、不動美術館副館長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、宮﨑教育企画室主幹、春名健康教育課主幹、西川教育研修課長、
 - 藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、山下美術館総務課長
 - (書 記) 簑島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。 会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により松本委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております5月の教育委員会会議録について、御意見は ございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。 本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

○ それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、

議案第23号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針の策定について

議案第24号 緊急事態措置区域指定解除後の社会教育施設の対応方針の決定 に関する臨時代理の承認について

議案第25号 姫路市教育職員退職手当審査会委員の委嘱について

議案第26号 職員に対する不当要求行為について

議案第27号 不当要求を行った者に対する警告について が追加になっております。

教育長

○ 議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定に ついて、お諮りしたいと思います。

まず、一括審議についてですが、議案第 16 号及び議案第 24 号並びに議案第 26 号及び議案第 27 号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(委 員)

〔 意義なしの声あり 〕

教育長

○ 異議なしと認め、議案第 16 号及び議案第 24 号並びに議案第 26 号及び議案第 27 号については、一括審議とします。

教育長

○ 次に、公開又は非公開についてですが、議案第17号から議案第22号まで及び

議案第25号は、会議規則第15条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため、また、議案第26号及び議案第27号については、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

また、議案第 26 号及び議案第 27 号の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、姫路市情報公開条例で保護されている個人情報を除き、公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 17 号から議案第 22 号まで及び議案第 25 号から議案 第 27 号までは、非公開と決定します。

また、議案第26号及び議案第27号の会議録につきましては、個人情報を除き、 公表することと決定します。

教育長

○ なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

○ それでは、

議案第 12 号 令和 3 年度姫路市一般会計補正予算(第 3 回 教育委員会所管分)に係る臨時代理の承認について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校施設課長 議案第12号について説明)

令和3年度姫路市一般会計補正予算(教育委員会所管分)に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳出予算につきまして、55 款 教育費を3,430万円増額計上するものでございます。

補正予算の概要について御説明いたします。「飾磨西中学校敷地買収について」でございますが、飾磨西中学校敷地内には学校建設時から国有農地が存在しておりました。

この土地は自作農創設特別措置法、いわゆる農地改革により国が買収した土地であることから、関係法令の規定により、農地として不要であると認定された場合は買収前の旧所有者に優先して売り払われることとなりますが、現在まで旧所有者が買い取りの意思を示さなかったことから、そのまま学校敷地として使用しておりました。

この度、旧所有者の相続人が当該地の買い取りの意向を示したことをきっかけ として、国有財産売払手続きが進められることとなり、令和3年3月30日に旧 所有者の相続人が当該地を取得したため、買収経費として当該地の時価である 3,430万円を予算計上するものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 12 号 令和 3 年度姫路市一般会計補正予算(第 3 回 教育委員会所管分)に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第12号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、

議案第13号 契約の締結に係る臨時代理の承認について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校施設課長 議案第13号について説明)

「姫路市立荒川小学校校舎便所改修及び教室改造等工事」他4件の工事請負契約に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので報告し、承認を求めるものでございます。

議案第74号は、「荒川小学校校舎便所改修及び教室改造等工事」で、契約工期は令和4年1月28日限り、契約金額は1億4,025万円、契約の相手方は株式会社永岡組、契約の方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、まず、校舎便所の改修で、南校舎便所180㎡の洋式化及びドライ化を図るものでございます。次に、南校舎289㎡及び北校舎154㎡の教室改造により、特別教室等を移動させることにより、普通教室2室を確保するものでございます。また、令和2年度に新築した給食室の稼働に伴い、旧給食室229㎡の解体撤去を行うものでございます。。

議案第75号は、「東中学校校舎大規模改修等工事」で、契約工期は令和3年12月17日限り、契約金額は3億8,984万円、契約の相手方は株式会社北村工務店、契約の方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、南校舎1,675㎡の大規模改修工事を行い、老朽化した校舎のリニューアルを図り、また、北校舎便所218㎡の洋式化及びドライ化を図るものでございます。

議案第76号は、「高丘中学校屋内運動場大規模改修等工事」で、契約工期は、令和4年2月28日限り、契約金額は2億5,740万円、契約の相手方は株式会社 永岡組、契約の方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、まず、屋内運動場1,057㎡について大規模改修工事を行い、老朽化した施設のリニューアルを

図るものでございます。次に、北校舎便所 86 ㎡及び南校舎便所 90 ㎡の洋式化及びドライ化を図り、北校舎3か所の防火シャッターの改修を行います。また、中校舎1,536㎡の外壁を改修し、防災機能の強化を図るものでございます。

議案第77号は、「林田中学校武道場大規模改修及び校舎便所改修等工事」で、契約工期は令和3年12月14日限り、契約金額は1億6,720万円、契約の相手方は株式会社永岡組、契約の方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、武道場481㎡について大規模改修工事を行い、老朽化した施設のリニューアルを図るものでございます。次に、北校舎の便所164㎡の洋式化及びドライ化を図り、同じく北校舎2,234㎡の外壁を改修し、防災機能の強化を図るものでございます。。

議案第80号は、「津田小学校給食室等改築工事」で、契約工期は令和4年8月23日限り、契約金額は6億170万円、契約の相手方は株式会社神崎組、契約の方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、給食施設のドライ化により、食品衛生面での安全性の向上を図るため、老朽化した既設給食室及び北校舎の一部を取壊し、新たに給食施設を含む北校舎・給食室棟1,100㎡を改築するものでございます。合わせて、昇降口・渡り廊下棟264㎡も整備いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第13号 契約の締結に係る臨時代理の承認について 報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第13号は、報告のとおり承認しました。

教育長

次に、

議案第 14 号 姫路市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制 定について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 議案第 14 号について説明)

改正の理由でございますが、青少年センターで公共施設予約システムを導入し、オンラインでの予約を可能にいたします。このシステムの導入に伴い、青少年センター内の有料施設の一般利用者の予約開始日を変更するものでございます。予約開始日を変更する理由としましては、公共施設予約システムで容易に施設の空き状況を閲覧できるようになると、一般利用者の施設利用割合が増加すると見込まれます。本来の青少年センターの設置目的である青少年の健全育成という趣旨に沿った青少年団体の優先利用を図るため、一般利用者の予約開始日を7

日前からとするものでございます。

改正の概要につきましては、青少年センターの有料施設の予約開始日を、一般 の方は、使用期日の「属する月の5箇月前の月の初日」から使用期日の「7日前」 からとするものでございます。教育委員会が青少年育成のために定める要件に該 当する登録団体は、従来のままといたします。

施行期日につきましては、令和3年7月1日からでございます。

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問) 前回の提案から改正内容を変更され、登録団体の予約開始日は従来のままとなっ ており、良かったと思います。前回の説明の際、早く予約されるとキャンセルや変 更もあるということでありましたが、どうでしたでしょうか。

> 改めてデータを確認しましたら、使用申請は若い方のため、当日や1週間前が大 半であり、直近3年間を確認しても2か月より前の申請はございませんでした。た だ、オンライン予約により、先の予約が増える可能性もあるため、登録団体の予約 開始日を従来のまま、6か月前からの予約としております。

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 14 号 姫路市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制 定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔 挙 手 〕

○ 次に、

○ 全員賛成と認め、議案第14号は、原案のとおり可決しました。

議案第15号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について 事務局からこの件について説明してください。

○ (総務課長 議案第15号について説明)

この議案につきましては、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属す る事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したこと から、これを報告し、承認を求めるものでございます。

> 令和3年6月4日付けで、文化財課長に対して、新型コロナウイルス感染症対 応業務へ従事させるため、市長の事務部局である保健所総務課への併任が発令さ れました。併任期間中は、併任先業務への専従状態となり、文化財課長としての 職務執行が困難な状況となることから、事実上、文化財課長としての職責を果た すことができる職員が不在の状態となります。

(答)

教育長

(委 員)

教育長

教育長

(事務局)

このことにより、文化財課所管業務の遂行に重大な支障が生じることが懸念されることから、対応策として、前年度末まで文化財課長の職にあった埋蔵文化財センター館長に対して、文化財課所属の担当主幹としての兼務命令を6月4日付で発令し、一定範囲の文化財課長所管事務を担わせることとしております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(間)

保健所への併任となったのは、コロナ関連で忙しくなったからですか。

(答)

職務としては、新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場の確保やスケジュールの調整にあたると聞いております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第 15 号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について 報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第15号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、

議案第 16 号 緊急事態措置期間再延長後の社会教育施設の対応方針の決定に 関する臨時代理の承認について

及び

議案第24号 緊急事態措置区域指定解除後の社会教育施設の対応方針の決定 に関する臨時代理の承認について

一括審議します。

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習部長 議案第16号及び議案第24号について説明)

議案第 16 号「緊急事態措置期間再延長後の社会教育施設の対応方針の決定に 関する臨時代理の承認について」及び議案第 24 号「緊急事態措置区域指定解除 後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について」併せて御 説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、教育委員会事務局生涯学習部 が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市 教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育 長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございま す

まず、議案第16号につきましては、令和3年5月7日に緊急事態措置期間が

延長されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、十分な感染防止対策を実施の上、開館することし、開館時間は原則 20 時まで、屋内スポーツ施設については 19 時までとしておりました。令和3年5月28日に緊急事態措置期間が再延長されたことを受け、屋内スポーツ施設についても20時まで開館することといたしました。収容人数については、従前までと変わらず、定員の50%以内といたしました。

また、市主催又は共催イベントについては、従前までと変わらず、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底した上で実施いたしました。ただし、人数上限は 5,000 人かつ収容定員の 50%以内とし、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離を確保することといたしました。適用期間は、令和3年6月1日から同年6月20日までといたしました。

次に、議案第24号につきましては、令和3年6月20日をもって兵庫県への緊急事態措置区域の指定が解除され、姫路市がまん延防止等重点措置区域となったことを受け、施設の収容定員は、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の100%以内とし、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の50%以内といたします。開館時間は従前までと変わらず20時までといたします。

市主催又は共催イベントについては、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の50%以内とし、それらと人数上限5,000人のいずれか小さい方を上限といたします。なお、収容定員が設定されていない場合は、従前と変わらず人と人との十分な距離(1m)を確保することといたします。適用期間は、令和3年6月21日から同年7月11日までといたします。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(間)

社会教育施設の中で、飲食はされているのでしょうか。

(答)

博物館系の社会教育施設の中では、飲食はできないようになっていますが、公民館に調理室があるので料理教室を開催し、そこで飲食されることはあります。

(問)

館内にある自販機で飲み物を買って、そのスペースで飲むのは問題ないですか。

(答)

自販機を設置しているところは少ないですが、見学場所とは別の休憩場所となっておりますので、そちらでは問題ありません。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第16号 緊急事態措置期間再延長後の社会教育施設の対応方針の決定に 関する臨時代理の承認について

及び

議案第24号 緊急事態措置区域指定解除後の社会教育施設の対応方針の決定 に関する臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第16号及び議案第24号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、

議案第23号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針の策定について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 議案第23号について説明)

今回は、3月24日の定例教育委員会でご説明いたしました方針案に対しまして、パブリックコメントを募集しました結果を御説明いたします。

まず、「1 パブリックコメントの概要」でございますが、本年3月22日から4月23日までの1か月間、こども未来局において実施いたしましたところ、177名の方から316件の御意見をいただきました。

御意見の内容でございますが、「就学前教育・保育の在り方」に関するものが 18 件、「市立施設の役割」に関するものが 5 件、「市立施設の配置方針」に関するものが 236 件、「方針全般」に関するものが 50 件、その他の御意見が 7 件でございました。

御意見の内容と市の考え方について、方針(案)の章ごとに分類し、取りまとめたもので、御意見の内容について趣旨が類似するものは、回答をまとめさせていただいております。

御意見とそれに対する市の考え方について、いくつか御説明申し上げます。

「市立幼稚園の 35 人学級を少人数学級にして欲しい、教師の数を増やして欲しい」との御意見に対しましては、今後も、市立施設に求められる役割を果たしていくために、市立施設の統合再編による職員の集約化を進めることにより、今まで以上に保護者や子供に向き合える体制を強化していきたいと考えております。

「就学前教育について公立、私立に関わらず同じ教育が受けられるよう統一化してほしい、こども園、保育所、幼稚園、小学校との連携や、公立と私立施設の連携に努め、姫路市全体の教育、保育の質の向上を図ってほしい」といった御意見に対しましては、今後も公立の就学前施設の役割として、市立施設において幼児教育・保育の実践と研究を重ねるとともに、私立施設とも協力しながら、本市全体の教育・保育の質の維持・向上に努めてまいります。

「市立幼稚園を存続させてほしい、保護者のニーズや子どもの特性によって、 就学前施設を自由に選択できるよう、バランスを考えた再編をお願いしたい」と の御意見に対しましては、市立幼稚園では、定員充足率が大幅に減少する一方、 保育所、認定こども園においては、施設のハード面、保育人材のソフト面の確保に苦慮しており、待機児童が発生する要因となっております。この方針では、公立施設の役割を選択し、本市の持つ施設や人材等の資源を集中させ、新たに私立施設を募集することで、課題解決を図りたいとするものでございます。公立施設が担うべき役割を果たすために必要な施設については今後も維持してまいります。

「市立幼稚園において3歳児保育実施園を拡充してほしい」とのご意見に対しましては、今後も、就学前教育・保育施設全体で提供体制を確保していく中で、 保護者ニーズ等を踏まえて、3歳児保育の拡充を検討したいと考えております。

以上が、この度実施された、パブリック・コメントの募集結果の概要でございます。また、このたびのパブリック・コメントにつきまして、あらためて方針に反映する事項がございませんでしたので、方針(案)につきましては、前回ご説明させていただいた内容で確定させたいと考えております。

本日、策定についてご了解をいただきましてから、本方針をホームページ上で 公開して周知を図りますとともに、取組を進めてまいります。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 市立施設を集約したり、私立施設と連携していくなかで、市職員が出向して私立 施設の職に就かれることもあるのですか。
- (答) 市立施設の職員が私立施設に出向することは想定していません。市立幼稚園等の 統廃合を進めると、職員に余裕がでてくるので、保護者や子供に更に目を向けるこ とができると考えています。
- (問) 市立施設の充実を図るということですか。
- (答) 残す施設を手厚くするということです。
- (問) 残していくのは校区に1つという考えもあるでしょうが、ブロックで見直してい くということですか。
- (答) ブロックを軸に考えていく予定ですが、一方、状況によって、このブロックは少し多めにするということはありえます。また、私立施設がない地域は市立でサポートしていくという視点は必要で、そういったことも加味して考えていく予定です。
- (問) ブロックでも多少、数が変わっていくということですね。今後、子供の数が少なくなっていく時、周りにこども園がたくさんあるなかで、新たに施設を造られる際、 適切に検討されるのですか。

(答)

保育所、こども園、幼稚園を1つにして検討していることが大事なことで、保育ニーズ、教育ニーズの需要の量が、それぞれの地域で異なっています。それらのバランスを見ながら、私立も含めて全体的に検討しているのが今回のポイントとなっています。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第23号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針の策定について 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第23号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

報告事項の1 「姫路市立美術館を中核とした文化観光推進拠点計画」の認定 について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (美術館総務課長 報告事項の1について説明)

「姫路市立美術館を中核とした文化観光推進拠点計画」が、令和2年5月1日付けで施行されました「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画として、兵庫県下で、初めて文部科学大臣及び国土交通大臣により認定されました。

この拠点計画は、文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画であり、この度、第三次認定として姫路市を含め9カ所認定されております。今後とも文化観光拠点施設として関係各所とも協力して、文化観光の推進に取り組んで参りたいと考えております。

教育長

(答)

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問) 今後、エリア的に拡げていかれると思いますが、計画の中で、野里地区や中心市 街地商店街が計画区域となっているのは、野里のどのあたりですか。

> 朝顔の種をまいて、人と地域をつなげている事業を行っていますが、野里で種を まいても良いという地域と協力して実施していく予定です。

(答)

これは、観光コンベンションビューローと連携を図って、姫路城周辺エリア全体を活性化していくという計画でございます。観光コンベンションビューローの全体計画の中で、城周辺エリアの中核として美術館も事業を実施してまいりますし、野里地区でも実施される予定です。

(問) 朝顔は全小学校で栽培されていますが、城周辺に朝顔を広めていくということで すか。

オールひめじ・アーツ&ライフ・プロジェクトとして、4年間、5人のコア・ア (答) ーティストによる事業を順次実施してまいりますが、そのプロジェクトの1つが日 比野克彦氏の「明後日朝顔プロジェクト」でございます。野里地域の小学校や商店 街、お寺等に参加を呼びかけ、手を挙げていただいたところで実施してまいります。

> 単年度事業ではなく、4年、5年継続して実施することを前提に、明後日朝顔プ ロジェクトを実施されるのですか。

日比野氏の年の事業として、地域の方に呼びかけをしました。事業を継続するか については、プロジェクトに参加される方に委ねられます。日比野氏の事業は、全 国で継続して展開されておられますので、今年度、この事業がきっかけとなって、 地域づくりにつながるように取り組んでまいります。

(要望) 姫路城や美術館、美術工芸館等のベースとなる施設では継続すべきであると思い ます。文化観光は継続することによって、社会的認知されるようになるので、少な くとも5年継続することを前提として考えてください。

(答) 考えてまいります。

> ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了 承したいと思います。

教育長 ○ 次に、

> 報告事項の2 「不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審 議等について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (総務課長 報告事項の2について説明)

> 5月17日に開催された特別委員会では、執行する前に議会に対する事業説明 が求められている令和3年度白浜・糸引・八木地区における執行事業のうち、教 育委員会の所管事業であります、「水泳プール塗装事業」及び「糸引小学校西側 囲障改修事業」の2件について、事業の妥当性を説明いたしました。

> 水泳プール塗装事業について、でございますが、「2 松岡議員及び白浜・糸 引・八木地区の自治会等からの要望・関与」については、松岡議員及び自治会等 からの要望がなかったこと、学校からの連絡により学校施設課職員が現地調査を 行い事業実施の必要性が高いと判断したものであること、また、「6 執行時期

(間)

(答)

教育長

について」は、8月末から水泳の授業ができるように夏季休暇終了までに完了させる計画であることなどを説明いたしました。

糸引小学校西側囲障改修事業について、でございますが、「1概要」については、平成30年6月の大阪北部地震で発生したブロック塀倒壊による児童死亡事故を受けて、令和元年度から令和3年度の3年間にかけて計画的に改修を進めているものであること、また、「2」については、松岡議員及び自治会等からの要望がなかったことなどを説明いたしました。

委員からは、水泳プール塗装事業につきましては、「相撲場が建設できるほど 予算に余裕があったのなら、令和2年度の予算で対応すべきであった。」という 意見や、囲障改修事業につきましては、「令和元年度から3年度の3年間で、す べての学校園のブロック塀の撤去が完了するのか。」などの質問がございました が、その妥当性から、事業執行が認められました。

5月31日に開催された特別委員会では、4月28日開催の特別委員会で白浜小学校の渡り廊下と相撲場の整備に関して、概要説明を行いましたが、渡り廊下では、「詳細な事業の経緯はどうだったのか、誰の判断で事業を進めたのか」などの3件の質問が、相撲場では、「詳細な事業の経緯や学校との関わりはどうだったのか、4,000万円も流用して学校からの要望を全部処理できたのか」などの13件の質問がございましたので、それらの質問に対し、事業の経緯を時系列に整理し、全ての記録を提出するなどして、回答を行いました。

委員からは、渡り廊下につきましては、

- ・松岡議員からの圧力はなかったのか。
- ・本当に学校施設課長が単独で判断して設計変更を行ったのか。
- ・これまでに整備した勝原小学校などの屋根なし歩道橋も屋根付きにしてほしい。 相撲場につきましては、
- ・議員が入札に介入することは、不当要求であると考えるがどうか。
- ・神明造りとなる方針決定について、学校と協議したのか。
- 移築は考えられないのか。
- ・市の財政に負担をかけた責任をどう考えているのか。
- ・議員の教育への不当介入で、教育委員会が神明造りを望んでいなかったことは理解した。
- ・教育委員会としての矜持があると思うので、こうなってしまった問題点を洗い出 し、直してほしい。
- ・安全性確保のため、子供たちだけでは使わせないようにしてほしい。 などの質問や意見がございました。

・特別委員会として相撲場を使用については、現時点では了承していない。 との発言がございました。 次回委員会は7月上旬に開催が予定されております。

教育長

(問)

(答)

(問)

(答)

(間)

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問) 相撲場を造ったことの是非はおいておいて、使用していない主たる要因は何ですか。

(答) 3月の文教・子育て委員会で、委員長から疑惑のある間は相撲場の使用を控える よう要望があったことやコロナの影響もありましたので使用を控えておりました。

コロナの影響があったことは分かりますが、疑惑があるうちは使用できないのは 大きな損失なので、使用と疑惑の解明については分けて考えてはどうですか。

6月には同委員会から、具体的な意見を出すように意見がありましたので、今後 の使用に向けた考え方を示し、対応してまいります。

使用できないとのことですが、他で練習できるところはありますか。

他に相撲場は妻鹿小学校、高浜小学校、灘中学校、網干中学校にございます。

台風で上屋が壊れたことで、支障はなかったのですか。

(答) 上屋が飛ばされ、下に土俵が残っている状況で、当時は土俵だけを使って練習等 をされていました。

(要望) なるべく早く使用できるようにしてください。

(問) 自治会から要望書が1枚出てきただけで建ったわけではないと思います。どうい うプロセスを経て、建てることが妥当となったのですか。

(答) プロセスとしては、自治会長が秘書課へ要望書を提出され、その要望書の内容と 趣旨の確認について、市と自治会の間に松岡議員が入り、松岡議員を窓口として調整していました。

(問) 自治会長からの要望を、議員が仲介することは通常なのですか。

(答) ケースバイケースです。間に議員が入られると、議員を介してとなります。

(意見) そこが問題だと思います。自治会長が議員と一緒に要望書を持ってきたとか、言づけられたとかの入口は別として、要望を出された自治会と確認作業を直接行って

いれば、変なフィルターはかからなかったと思います。要望を出された当事者と担 当者が直接やりとりする方が、疑いがなくなると思うので、今後の流れとして考え てください。

(問) 令和2年4月14日の松岡議員の行為は不当要求行為であると思いますが、事務 局内でどこまで報告されたのですか。

学校施設課長として、不当要求との認識はなく、総務部長、教育次長、教育長まで報告しました。

(問) その時点で誰かが、これは不当要求行為の可能性がある、と指摘し、問題にならなかったのですか。

(答) 問題にはならず、不当要求行為ではなく、要望として処理されました。

(答)

(問) そこが、まずかったと思います。明確に意識することは難しいですが、危険を察知する力は必要であると思います。そのような研修はないのですか。

(答) 年2回の職員倫理週間期間中に、職員倫理等に関する条例等の理解を深めたり、 グループミーティング用に設定された討議テーマについて、課内で討論したりして おりましたが、理解に至るまで徹底できていなかったのかもしれません。

(意見) 抽象的なものではなく、ケーススタディのような研修が必要であると思います。 不当要求行為の恐れがあると感じる日頃の訓練は大切で、意識の醸成が必要です。 不当要求行為の恐れを感じたら自分たちで決めずに法的なことに関与している部 署に相談するなどすべきです。市職員だけでなく、議員も自身が条例等に違反して いないか、違法でなくとも不適切な行為をしていないか、慎重な判断が必要だと思 います。

(要望) これから研修をしっかりし、適切な対応をお願いします。

(問) プールの塗装改修工事とありますが、プールでケガをした子どもがいたのですか。

(答) 昨年は、コロナでプールを使用しておらず、ケガをした子どもはいませんが、塗装がめくれるなど状態が悪く、破片が目に入る可能性もあることから塗装改修工事を行うものです。

(意見) ブロック塀もそうですが、明確な改修基準があれば、市民にも分かりやすいと思います。

(答)

ブロック塀については、基準に合わないものは3年間かけて改修工事を行っています。

(問)

他の学校も同じように進めているということですか。

(答)

そのとおりです。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了 承したいと思います。

教育長

- それでは、非公開案件の審議に入ります。
 - ・・・「非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、

議案第26号 職員に対する不当要求行為について 及び

議案第27号 不当要求行為を行った者に対する警告について 一括審議します。

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育総務部長 議案第26号及び議案第27号について説明)

議案第26号 職員に対する不当要求行為について御説明いたします。現在、 市議会において設置されております「不当要求議員が関わる事業の真相を究明す る特別委員会」において、当該議員が関わったとされる市事業等について審議が 行われております。

そのうち白浜小学校相撲場に関し、特別委員会の委員から新築に至るまでの過程において行われた当該議員からの市職員に対する要望が入札に対する不当な介入であることを理由として不当要求にあたるのではないかとの指摘がありました。

これを受けて、当該特別委員会から教育委員会としてこれが不当要求行為かど うか改めて判断の上報告をされたいという要望がございました。このことにより 検討を行いましたので、本議案として提出し、御審議いただこうとするものでご ざいます。

「1 事案の概要」についてですが、令和2年4月14日、松岡廣幸市議会議員から三木尚学校施設課長に対し、白浜小学校相撲場新築工事検討業務委託の入札について、「設計仕様について業者に相談中である。業者との調整が終われば、副市長に話をするので、副市長から指示があるまで設計事務所を決めるな。安くする方法を考えているので、従わなければならない。」との要望がありました。

「2 要望への対応等」(1)経緯についてですが、令和2年4月8日 白浜小 学校相撲場新築工事検討業務委託の入札案内を3社に発送いたしました。当初の 予定では4月17日に入札し、4月24日に契約をしようとするものでありました。 同月 14 日、事案の概要で説明いたしました要望があり、当時はこの要望があっ たことについて「要望等(不当要求行為等を除く。)に係る記録票兼報告書」に より報告をしておりました。同月17日、入札案内送付の3社により入札を実施 し、5月1日に入札結果により契約をいたしました。

(2)対応についてですが、入札案内を要望時点の14日には既に業者に送付して いたため、入札は予定の日時で実施しました。ただし、入札案内を既に送付して いることを要望時に明確に松岡議員には伝えておりませんでした。入札に関し て、その後、副市長、松岡議員からの連絡はありませんでした。入札は予定通り の日時で実施したため、契約予定日の4月24日で実施することはできましたが、 松岡議員に配慮した印象を残すため、5月1日を契約日としました。要望時にお いては、学校施設課長には不当要求との認識はなく、要望として報告され、事務 局内でも要望として処理されました。

「3 不当要求行為の該当性の検討」(1)不当要求行為に該当すると思われる 行為、としては松岡議員による学校施設課長に対する「設計仕様について業者に 相談中である。」及び「副市長から指示があるまで設計事務所を決めるな。」との 発言についてであります。この発言を(2)不当要求行為の定義にあてはめて検討 することとなります。

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第2条第4号オに、「正当 な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為」は、 不当要求に該当する行為として規定されており、この定義の具体的な内容です が、許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者又は個人のために不当 に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若 しくは不利益を与えるような要望等をいう、こととしております。

この検討の結果として、最後の「4 結論」ですが、松岡議員の行為は、特定 の業者と仕様について検討するなどし、入札に関し特定の業者を参加させ、入札 も有利に働くようにするため、職員に対し、入札の延期を求めるものであり、条 例第2条第4号オに規定する不当要求行為である、との結論に至りました。

引き続きまして、議案第27号 不当要求を行った者に対する警告について御 説明いたします。職員倫理条例の規定では、不当要求行為と認定した場合は、行 った者に対して任命権者は警告その他必要な措置を講ずることとされておりま すので、本件に関して条例第12条第1項の規定に基づき、不当要求行為者に対 し警告をしようとするものでございます。警告文につきましては、別添のとおり としております。不当要求行為については過去の行為ではありますが、今後も議 員として要望等を行われることも想定されますので、不当要求行為を特定したう えで、今後このようなことがないように警告するものでございます。

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

(問) 不当要求行為に該当すると思います。議員の立場でこれだけのことをするのはおかしいです。想定したところが入札に参加していたので何も言ってこなかったのではと思いますし、想定したところが落札したと見られます。そうなると、落札価格が適正なのかさえ疑問に思ってしまいます。設計委託料はどのように算出されていますか。

(答) 国土交通省の基準に従って算出しています。

(問) 建築見積額に対して設計委託料はどれくらいかを確認するため、建築見積額を教 えてください。

(答) 2,000 万円から 2,500 万円です。

(問) 20%弱になりますでしょうか、すごい率だと思います。

(答) 2,000 万円はもともとの鉄骨造りの金額で、議員の要望により仕様変更し、6,000 万円程度を想定し、設計を発注しました。

(意見) 原則として、条例に該当する行為があれば、不当要求行為に該当すると思います。 条例上の「正当な理由なく」は例外のことであり、正当な理由があることの証明は、 議員が立証することになると思います。

(補足) 御審議いただくうえで、留意点がいくつかございまして、電話でのやりとりのために音声記録がなく、客観的な証拠がないこと、当時は不当要求であることの認識がなかったこともあり、要望があった時点で議員に不当要求であると伝えていないこと、案内を既に発送していることをその時点で告げていないこと、その後、繰り返し要望が行われたものではないことから、何らかの意図があったのかについては不明です。

(意見) 入札案内を出していることを議員に言わなかったことに対しては、落ち度はない と思います。

(意見) 警告書の文面について、「あなたが学校施設課長に対して」とありますが、「あなたが」の後ろに入札の案件名を入れないと分かりづらいと思います。

(答) 警告書の内容をそのように修正します。

(意見) 録音されていなくても、三木課長が作成した文書は公文書ですので、証拠になります。また、それに基づいて報告を受けた上司の証言も証拠になります。

(意見)

不当要求行為に近いですが、この委員会だけで決めていいものかと思います。

(意見)

判断するのは、非常に難しいと思います。

(補足)

否決理由として、不当要求行為に該当するかどうかの判断が難しいとなれば、市 長に対し、この要望が不当要求行為に該当するかどうかについて姫路市職員倫理審 査会へ諮問することもできます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第26号 職員に対する不当要求行為について 及び

議案第27号 不当要求行為を行った者に対する警告について 原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

〔 手 〕

教育長

○ 賛成が出席委員の過半数と認め、議案第 26 号及び議案第 27 号は、原案どおり 可決しました。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。

教育長

○ 次回の定例教育委員会を、7月 15 日木曜日の午後 2 時に開催していただきた いと思います。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、7月 15 日木曜日の午後 2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、7月 15 日木曜日の午後 2 時に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた します。

○ 散 会(午後4時25分)